

# 新型コロナウイルス感染症の影響により 収入が減少する世帯に係る保険料の減免に関する Q&A

玉野市保険年金課

## 質問の一覧

1. 申請について…………… 3
  - Q1-1 申請人は誰がなるのですか。
  - Q1-2 申請は郵送でも可能ですか、またオンライン申請はできますか。
  - Q1-3 令和3年中の収入・所得について、まだ確定申告ができていません。この場合、申請はできますか。
  - Q1-4 いつまでに申請すればよいですか。
2. 減免の要件について…………… 3
  - Q2-1 主に世帯の生計を維持している人とは誰のことですか。
  - Q2-2 新型コロナウイルス感染症により死亡したことはどのように確認しますか。
  - Q2-3 「重篤な傷病を負った」とはどのような場合を指しますか。
  - Q2-4 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少とはどのような場合を指しますか。
  - Q2-5 収入が「前年に比べて 10 分の 3 以上減少する見込みであること」とありますが、いつの時点の収入を比べればよいですか。
  - Q2-6 上記に関連して、収入が「前年に比べて 10 分の 3 以上減少する見込みであること」とありますが、減少見込み額はどのように算出すればよいですか。
  - Q2-7 「減少した収入」に雑収入や株の取引による収入は含みますか。
  - Q2-8 事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のうち、事業収入については、前年比 10 分の 3 以上の収入減少が見込まれますが、不動産収入については、減少する見込みがなく、2つの収入を合計した場合には前年比 10 分の 3 以上の減少には達しません。この場合は減免の要件に当てはまりませんか。
  - Q2-9 「保険金や損害賠償等により補てんされるべき金額」に国・県・市から支給される「特別定額給付金」などの給付金は含みますか。
  - Q2-10 事業収入について前年比 10 分の 3 以上の減少の見込みなのですが、令和3年中は必要経費の額が多く、事業所得は0円(またはマイナス)となっていました。この場合、減免の要件に当てはまりませんか。
  - Q2-11 「前年の所得額の合計額」とは、事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入にかかる所得の合計額ですか、それともそれ以外の種類の所得がある場合はそれも含めますか。
  - Q2-12 「前年の所得の合計額」とは、配偶者控除や社会保険料控除等の各種控除をした後の額ですか。
  - Q2-13 「減少が見込まれる事業収入等」とは、要件(1)でいう前年比 10 分の 3 以上の減少が見込まれる収入のことですか。

- Q2-14 「減少が見込まれる事業収入等以外の前年の所得の合計額」とは、例えば、前年の所得に事業所得・不動産所得・雑所得・株式の譲渡にかかる所得の4種類の所得があり、「減少が見込まれる事業収入等」が事業所得のみの場合に、不動産所得となりますか、それとも不動産所得・雑所得・株式の譲渡にかかる所得の合計額となりますか。
3. 減免の対象となる保険料について…………… 6
- Q3-1 令和4年6月に、「令和4年度(令和2年度分)国民健康保険料」と書かれた納付通知書が届きました。納期限が令和4年6月30日となっていますが、これについては減免の対象となりますか。
- Q3-2 玉野市の国民健康保険に加入する手続きを令和4年4月に行い、令和4年の3月まで遡って国保に加入しました。今回5月に初めて納付通知書が届き、3月分の保険料が令和4年5月31日の納期限でかかっています。この場合、減免の対象になりますか。
4. 減免の金額について…………… 7
- Q4-1 減免される金額は減少した収入の減少割合によって決まらないのですか。

## 1. 申請について

Q1-1. 申請人は誰がなるのですか。

(回答)

申請人は減免を申請する世帯と同一の世帯に属する方となります。

Q1-2. 申請は郵送でも可能ですか、またオンライン申請はできますか。

(回答)

郵送による申請は可能です。窓口での感染拡大を防止するため、窓口でなく郵送による申請を奨励しています。オンラインによる申請は受け付けておりません。申請をご希望される方は、ホームページから申請書を印刷して郵送していただくか、印刷環境がない方へはこちらから申請書を郵送いたしますので、保険年金課まで問い合わせください。

Q1-3. 令和3年中の収入・所得について、まだ確定申告ができていません。この場合、申請はできますか。

(回答)

今回の減免の要件である、前年の収入や所得には、確定申告された金額を用います。そのため、令和3年中の所得の確定申告を行っていない場合は、減免要否の判定をすることができません。確定申告を行った後に、申請をしてください。(給与収入のみであった方については、事業所が申告している場合、確定申告は不要です。)また、同一世帯内に18歳以上の未申告者がいる場合についても、減免額の正確な計算ができませんので、該当者については申告を行った後に減免の申請をしてください。

Q1-4. いつまでに申請すればよいですか。

(回答)

令和5年3月31日までに申請してください。なお、納付が困難となった場合は、早めにご相談ください。

## 2. 減免の要件について

Q2-1. 主に世帯の生計を維持している人とは誰のことですか。

(回答)

基本的には「世帯主」の方になります。ただし、その世帯の生計が、世帯主以外の同じ世帯の誰かの収入で維持されている場合は、その方になります。

なお、生計を別にされている場合は、世帯分離の手続きをされると、その月以降の保険料については、新たな世帯の主たる生計を維持している方の収入で判定されることとなります。

Q2-2. 新型コロナウイルス感染症により死亡したことはどのように確認しますか。

(回答)

医師の死亡診断書により確認します。

Q2-3. 「重篤な傷病を負った」とはどのような場合を指しますか。

(回答)

1か月以上の治療を有すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の症状が著しく重い場合を指します。申請時には、医師の診断書により確認します。

(要件(1)主たる生計維持者の減少する見込みの収入について)

Q2-4. 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少とはどのような場合を指しますか。

(回答)

新型コロナウイルス感染症それ自体や、その拡大防止のための措置によるものを指します(直接的であるか間接的であるかを問いません)。新型コロナウイルス感染症の影響が経済・社会全体に大きく生じていることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響でないことが明らかな場合(懲戒解雇や令和4年中の離転職が原因である場合等)を除いて、その理由によって申請を却下するものではありません。

Q2-5. 収入が「前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること」とありますが、いつの時点の収入を比べればよいですか。

(回答)

令和4年度分保険料の場合は「令和4年中収入見込と令和3年中収入」を、令和3年度の場合は「令和3年中収入と令和2年中収入」をそれぞれ比べて要件に該当するかを確認します。

Q2-6. 上記に関連して、収入が「前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること」とありますが、減少見込み額はどのように算出すればよいですか。

(回答)

令和4年中(令和4年1月から12月まで)の収入の見込み額を自身で算出いただき、令和3年中の収入と比較してください。令和4年中の収入見込み額の算出方法については、令和4年1月から直近月までの収入実額に、12月までの月ごとの収入見込み額を足して算出する方法や、前年の年間収入額から、取引先の倒産等で回収不能となった金額を引いて算出する方法などが考えられます。玉野市が合理的と判断するものであれば、令和4年中の収入額の算出方法は問いません(算出方法については、申請書に記載または添付してください)。

Q2-7. 「減少した収入」に雑収入や株の取引による収入は含まれますか。

(回答)

含みません。「減少した収入」として算定するのは、事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のいずれかであり、その他は対象ではありません。

Q2-8. 事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のうち、事業収入については、前年比 10 分の 3 以上の収入減少が見込まれますが、不動産収入については、減少する見込みがなく、2 つの収入を合計した場合には前年比 10 分の 3 以上の減少には達しません。この場合は減免の要件に当てはまりませんか。

(回答)

当てはまります。事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のいずれかであるため、どれか 1 つでも該当すれば、要件に当てはまります。4 つの収入のうち、他の収入についても前年比 10 分の 3 以上減少見込みである場合のみ、その収入についても合計します。

Q2-9. 「保険金や損害賠償等により補てんされるべき金額」に国・県・市から支給される「特別定額給付金」などの給付金は含まれますか。

(回答)

申請書の「保険金、損害賠償等により補填されるべき金額の有無」のA欄へ記入し、収入見込額を算出する際はAの額を除いた金額を記入してください。

Q2-10. 事業収入について前年比 10 分の 3 以上の減少の見込みなのですが、令和 3 年中は必要経費の額が多く、事業所得は 0 円（またはマイナス）となっていました。この場合、減免の要件に当てはまりませんか。

(回答)

要件には当てはまりますが、所得額が 0 円（またはマイナス）の場合は、減免額の計算において前年の所得額をかける関係で減免額が 0 円となるため、本減免の申請は不要です。

(要件(2)主たる生計維持者の前年の所得の合計額について)

Q2-11. 「前年の所得額の合計額」とは、事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入にかかる所得の合計額ですか、それともそれ以外の種類の所得がある場合はそれも含まれますか。

(回答)

含めます。「前年の所得の合計額」は、前年のすべての所得を合計した金額です。

Q2-12. 「前年の所得の合計額」とは、配偶者控除や社会保険料控除等の各種控除をした後の額ですか。

(回答)

「前年の所得の合計額」は、配偶者控除や社会保険料控除等の地方税法第 314 条に規定する各種控除については、控除する前の金額です。なお、地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する基礎控除(4 3 万円)についても控除する前の額となります。

(要件(3)減少が見込まれる事業収入等以外の前年の所得の合計額について)

Q2-13. 「減少が見込まれる事業収入等」とは、要件(1)でいう前年比 10 分の 3 以上の減少が見込まれる収入のことですか。

(回答)

その通りです。前年比 10 分の 3 以上の減少見込みがある収入を指します。

Q2-14. 「減少が見込まれる事業収入等以外の前年の所得の合計額」とは、例えば、前年の所得に事業所得・不動産所得・雑所得・株式の譲渡にかかる所得の 4 種類の所得があり、「減少が見込まれる事業収入等」が事業所得のみの場合に、不動産所得となりますか、それとも不動産所得・雑所得・株式の譲渡にかかる所得の合計額となりますか。

(回答)

その場合、後者の不動産所得・雑所得・株式の譲渡にかかる所得の合計額を指します。事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のいずれかの限っているものではありません。

### 3. 減免の対象となる保険料について

Q3-1. 令和 4 年 6 月に、「令和 4 年度（令和 2 年度分）国民健康保険料」と書かれた納付通知書が届きました。納期限が令和 4 年 6 月 30 日となっていますが、これについては減免の対象となりますか。

(回答)

対象となりません。減免の対象となる年度は、令和 3 年度と令和 4 年度の保険料で納期限が令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日のもののみです。

Q3-2. 玉野市の国民健康保険に加入する手続きを令和 4 年 4 月に行い、令和 4 年の 3 月まで遡って国保に加入しました。今回 5 月に初めて納付通知書が届き、3 月分の保険料が令和 4 年 5 月 31 日の納期限でかかっています。この場合、減免の対象になりますか。

(回答)

資格取得日から 14 日以内に加入の手続きが完了していれば減免の対象となります。14 日以内に手続きいただいていない場合は対象となりませんが、手続きの遅延が加入者の責任でなかった場合は対象となることがありますので相談ください

#### 4. 減免の金額について

Q4-1. 減免される金額は減少した収入の減少割合によって決まらないのですか。

(回答)

決まりません。減免される金額は、減少割合ではなく、保険料計算のもととなった所得額に対する減少した収入にかかる所得の比率と、主たる生計維持者の前年の所得の合計額によって決まります。令和3年中の収入見込み額は、減免の要件にのみ関係し、減免される金額には関係しません。